



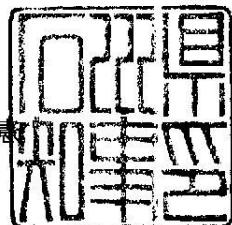
別記様式第12号（第10条関係）

審　查　会　諮　問　通　知　書

辰ダム第601号
平成22年7月30日

中　登史紀　様

石川県知事　谷　本　正　意



平成22年6月17日付けの一部公開決定に対する異議申立てについて、次のとおり石川県情報公開審査会に諮問したので、石川県情報公開条例第20条の規定により通知します。

公文書の内容	辰巳ダム建設事業にかかる用地及び補償費の内訳（用地の種目、面積、単価、金額、買収の内訳）が分かる資料
異議申立ての内容	<p>辰巳ダム事務所担当者が一部非公開の根拠とした「平成14年6月13日石川県情報審査会答申」を確認すると、被補償者の住所、氏名、契約年月日、補償物件の所在（被補償者等に関する情報）は公開するとされているが、公開公文書では、黒塗りで非公開になっており、答申に従っていない。</p> <p>また、この答申では、補償金に関する情報のみを対象にしており、土地代金については言及されていない。土地代金についても、県条例7条2号（個人情報）、7条6号（事務事業情報）の規定により、非公開にしたものと思われる。しかし、土地代金については、平成17年7月15日（名古屋市土地開発公社）と平成17年10月11日（奈良県土地開発公社）で出された最高裁の判決によれば、非公開とするべきではない。</p> <p>公正な価格であれば、近隣の土地価格から類推でき、プライバシーの要保護性はとぼしく、開示することによって、今後の用地買収事務の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとはいい難い。したがって、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」に当たり、非公開情報には該当しない。</p> <p>付言すると、国は、平成12年行政改革大綱を閣議決定し、行政の在り方について、「行政情報の公開と国民への説明責任の徹底を図ることによる国民に開かれた透明性の高い行政の実現」を目指している。公共事業を国民に提供し共有しながら公共事業を進めるべく、公共事業の説明責任向上策を推進している。石川県も積極的に情報公開、提供の努力を図るべきである。</p>
質問をした日	平成22年7月30日
担当課（所）	石川県辰巳ダム建設事務所（電話番号 076-229-4556）
備考	